

## 容器包装プラ中間処理施設の環境調査について

相模原市内の家庭から回収した容器包装プラの、中間処理施設の化学物質等の調査について、令和3年2月分の有害大気測定結果をお知らせします。

調査対象物質名	単位	環境基準値等	南部中間処理施設 環境大気	北部中間処理施設 環境大気	<参考>相模原市役所 第一別館屋上
調査場所			相模原市中央区 田名塩田1-1-6	相模原市中央区 宮下3-9-18	相模原市中央区 中央2-11-15
調査日時			令和3年2月2日～3日 11:45～11:45	令和3年2月2日～3日 10:05～10:05	令和3年2月2日～3日 13:00～13:00
アクリロニトリル	μg/m <sup>3</sup>	2 <sup>*1</sup>	tr 0.014	0.028	nd 0.004
塩化ビニルモノマー	μg/m <sup>3</sup>	10 <sup>*1</sup>	tr 0.010	tr 0.009	tr 0.006
クロロホルム	μg/m <sup>3</sup>	18 <sup>*1</sup>	0.16	0.14	0.17
1,2-ジクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	1.6 <sup>*1</sup>	0.120	0.120	0.11
ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	150	1.7	1.6	1.1
テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	200	0.25	0.087	0.063
トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	130	0.49	0.81	0.24
1,3-ブタジエン	μg/m <sup>3</sup>	2.5 <sup>*1</sup>	0.094	0.081	0.059
ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	3	1.4	1.4	1.2
塩化メチル	μg/m <sup>3</sup>	94 <sup>*1</sup>	1.1	1.2	1.5
アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	120 <sup>*1</sup>	2.9	2.3	2.0
ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	---	1.8	2.2	1.6
ニッケル化合物	ng/m <sup>3</sup>	25 <sup>*1</sup>	1.4	5.1	0.65
ひ素及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	6 <sup>*1</sup>	0.51	1.30	0.33
ベリリウム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	---	tr 0.025	tr 0.027	nd0.012
マンガン及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	140 <sup>*1</sup>	18	50	13
クロム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	---	3.3	9.4	2.1
水銀及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	40 <sup>*1</sup>	2.2	2.6	2.3
ベンゾ(a)ピレン	ng/m <sup>3</sup>	---	0.15	0.16	0.087
酸化エチレン	μg/m <sup>3</sup>	---	0.067	0.061	0.066
1,1,1-トリクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	---	0.031	tr 0.014	---
トルエン	μg/m <sup>3</sup>	---	10	7.5	4.1
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	μg/m <sup>3</sup>	---	nd 1	nd 1	---
トルエンジイソシアネート	μg/m <sup>3</sup>	---	nd 5	nd 5	---
アセトニトリル	μg/m <sup>3</sup>	---	0.051	0.110	---
硫化水素	ppm	---	nd 0.001	nd 0.001	---
硫化メチル	ppm	---	nd 0.001	nd 0.001	---
パラジクロロベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	---	0.27	0.43	---
二硫化炭素	ppm	---	nd 0.001	nd 0.001	---

\*1: 指針値(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

### 備考

1 「tr」は検出下限値以上、定量下限値未満の値を示す。

2 「nd」は検出下限値未満の値を示す。

環境基準: 低濃度長期暴露による健康影響を未然に防止する観点で設定された、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準です。年平均値と環境基準の比較により、長期間で評価することとされています。

指針値: 有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約のある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気測定の評価にあたっての指標や、事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

## 容器包装プラ中間処理施設の環境調査について

相模原市内の家庭から回収した容器包装プラの、中間処理施設の化学物質等の調査について、令和2年8月分の有害大気測定結果をお知らせします。

調査対象物質名	単位	環境基準値等	南部中間処理施設 環境大気	北部中間処理施設 環境大気	<参考>相模原市役所 第一別館屋上
調査場所			相模原市中央区 田名塩田1-1-6	相模原市中央区 宮下3-9-18	相模原市中央区 中央2-11-15
調査日時			令和2年8月4日～5日 12:30～12:30	令和2年8月4日～5日 10:30～10:30	令和2年8月4日～5日 13:00～13:00
アクリロニトリル	μg/m <sup>3</sup>	2 <sup>1</sup>	0.085	0.073	0.120
塩化ビニルモノマー	μg/m <sup>3</sup>	10 <sup>1</sup>	nd 0.004	nd 0.004	nd 0.006
クロロホルム	μg/m <sup>3</sup>	18 <sup>*1</sup>	0.28	0.14	0.12
1,2-ジクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	1.6 <sup>*1</sup>	0.140	0.140	0.120
ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	150	1.2	2.5	1.1
テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	200	0.089	0.070	0.078
トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	130	0.11	3.5	0.07
1,3-ブタジエン	μg/m <sup>3</sup>	2.5 <sup>*1</sup>	0.029	0.035	0.027
ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	3	0.40	0.38	0.28
塩化メチル	μg/m <sup>3</sup>	94 <sup>*1</sup>	1.1	1.2	1.4
アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	120 <sup>*1</sup>	4.7	2.8	3.8
ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	---	2.9	3.7	3.1
ニッケル化合物	ng/m <sup>3</sup>	25 <sup>1</sup>	2.1	3.4	1.1
ひ素及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	6 <sup>1</sup>	0.74	0.90	0.60
ベリリウム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	---	nd 0.03	nd 0.03	nd 0.011
マンガン及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	140 <sup>1</sup>	12	20	7.4
クロム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	---	2.5	5.1	1.7
水銀及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	40 <sup>1</sup>	2.1	3.2	1.8
ベンゾ(a)ピレン	ng/m <sup>3</sup>	---	0.047	0.035	0.022
酸化エチレン	μg/m <sup>3</sup>	---	0.064	0.086	0.038
1,1,1-トリクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	---	0.093	nd 0.003	---
トルエン	μg/m <sup>3</sup>	---	18	4.9	2.3
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	μg/m <sup>3</sup>	---	nd 1	nd 1	---
トルエンジイソシアネート	μg/m <sup>3</sup>	---	nd 5	nd 5	---
アセトニトリル	μg/m <sup>3</sup>	---	0.045	0.033	---
硫化水素	ppm	---	nd 0.001	nd 0.001	---
硫化メチル	ppm	---	nd 0.001	nd 0.001	---
パラジクロロベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	---	0.52	2.6	---
二硫化炭素	ppm	---	nd 0.001	nd 0.001	---

\*1: 指針値(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

### 備考

- 1<sup>1</sup>「tr」は検出下限値以上、定量下限値未満の値を示す。  
2<sup>1</sup>「nd」は検出下限値未満の値を示す。

環境基準: 低濃度長期暴露による健康影響を未然に防止する観点で設定された、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準です。年平均値と環境基準の比較により、長期間で評価することとされています。

指針値: 有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約のある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気測定の評価にあたっての指標や、事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。